

【後期第6問】

Xは、Aを中心とする対立暴走グループ(以下のBもそのメンバーである)のオートバイを焼損しようとして、配下のY₁に対し、「Aの単車を燃やせ。俺が許可する。Bの単車でも構わない。みんなに言うておけ。」などといった。A、Bの自動二輪車は周りに何もない河原にまとめて停めてあることが多く、XはY₁に指示を出す際には当然にいつもの河原にあるものと考えていた。Xの指示を承諾したY₁は、Y₂、Y₃(Y₁~Y₃をまとめてYとする)に対しXの指示を伝え、全員がそれを承諾した。こうして、XY間に、AまたはB所有の自動二輪車を焼損することの共謀が成立した。

この共謀に基づき、Yが河原に向かっていると、途中の公共ゴミ箱から約30センチ離れた場所に停めてあったB所有の自動二輪車を発見した。そしてYはこの自動二輪車にガソリンをかけてライターで火を放ち、同車を焼損させるとともに、公共ゴミ箱に延焼させた。

X、Yの罪責を検討せよ。なお、共謀の諸問題について対立する必要はない。

参考判例：最高裁昭和60年3月28日第一小法廷判決